文化及びスポー ツに関する施策の推進体制の強化を図るための関係条例の整

備に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川

康

佐賀県条例第八号

文化及びスポーツに関する施策の推進体制の強化を図るための関

係条例の整備に関する条例

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条

例の一部改正)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関す

る条例 (平成二十年佐賀県条例第十二号)の一部を次のように改正する

本則中「文化に関する事務 ( 文化財の保護に関する事務を除く。)」を「次

の各号に掲げる教育に関する事務」に改め、本則に次の各号を加える

スポーツに関すること (学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)

第一条に規定する学校における体育に関することを除く。)。

文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)。

( 佐賀県本部設置条例の一部改正)

佐賀県本部設置条例(平成十六年佐賀県条例第二号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三条に次の一号を加える

五 文化及びスポーツに関すること。

(佐賀県スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第三条 佐賀県スポーツ振興審議会条例(昭和三十七年佐賀県条例第十三号)

の一部を次のように改正する。

第二条中「教育委員会又は知事」を「知事又は教育委員会」に改める。

第三条第二項中「委員は」を「委員は、」 に、「教育委員会が知事」を「知

事が教育委員会」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第七条中「教育委員会事務局」を「くらし環境本部」 に改める。

第八条中「教育委員会」を「知事」に改める。

(市村記念体育館設置条例の一部改正)

市村記念体育館設置条例 (昭和三十八年佐賀県条例第三号)の一部を

次のように改正する。

第三条第一項中「佐賀県教育委員会」 を「知事」 に改め、 同条第三項及び

第四項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第四条第三項中「佐賀県教育委員会」 を「知事」 に

第五条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(佐賀県総合運動場条例の一部改正)

第五条 佐賀県総合運動場条例 (昭和四十四年佐賀県条例第九号)  $\mathcal{O}$ 部を次

のように改正する。

第四条第一項中 「佐賀県教育委員会」 を「知事」 に 改 め、 同 条第三項及び

第四項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第五条第三項中 「佐賀県教育委員会」 を 「知事」 12 改め Ź.

第六条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(佐賀県総合体育館条例の一部改正)

第六条 佐賀県総合体育館条例 (昭和六十一 年佐賀県条例第八号)  $\mathcal{O}$ \_\_ 部を次

のように改正する。

第四条第一項中 「佐賀県教育委員会」 を「知 事 に 改 8 同 条第三項及

第四項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第五条第三項中 「佐賀県教育委員会」 を「知事」 12 改め

第六条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(佐賀県ヨットハーバー条例の一部改正)

第七条 佐賀県ヨット ハ ーバー 条例 (昭和六十三年佐賀県条例第十二号)の

部を次のように改正する。

第六条第一 項中 「佐賀県教育委員会」 を 「知事」 に 改め、 同条第三項及 75

第四項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第七条中 「のうち、 使用料に関する事項に つい 7 は 規 鴚 で、 その 他  $\mathcal{O}$ 項

に 0 11 ては教育委員会規則」 を 「は、 規則 に改め る。

(佐賀県少年自然の家設置条例の一部改正)

第八条 佐賀県少年自然の家設置条例 (昭和五十年佐賀県条例第十四号) *Ø*)

部を次のように改正する。

第一条中「社会教育施設」を「施設」に改める。

第三条第一項中 「佐賀県教育委員会」 を「知 事 に 改 め、 同条第三項及び

第四項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第四条第三項中 「佐賀県教育委員会」 を 「知事」 に 改め

第五条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(佐賀県立宇宙科学館条例の一部改正)

第九条 佐賀県立宇宙科学館条例 (平成十年佐賀県条例第三十九号)  $\mathcal{O}$ 一部を

次のように改正する。

第四項中「教育委員会規則」を 第三条第一項中「佐賀県教育委員会」 「規則」 を「知 に改める。 事 12 改 め、 同 条第三項及び

第四条第三項中 「佐賀県教育委員会」を「知事」に 改め

第五条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2

みなす。 条例、 条例、 知事がした処分その 後のこれらの条例の規定により知事が管理し、 で現に効力を有するもの又はこの条例 立宇宙科学館条例 に係るもの してなされた申請その他の行為で、 この条例の施行 佐賀県ヨ 市村記念体育館設置条例、 は、 同 ツ 1 日以後における当該これらの の規定に  $\mathcal{O}$ 際、 他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為と ハー こ の バ により、 一条例、 条例 佐賀県教育委員会が 佐賀県総合運動場条例、 による改正 同日以後に 佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県 の施行 の日前に佐賀県教育委員会に対 前 条例の規定の適用については、 及び執行することとなる事務 おいてはこの条例による改正  $\mathcal{O}$ 佐賀県スポ した処分その他の行為 佐賀県総合体育館 ツ振興審議会

の一部改正)に係る新旧対照表第一条(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務の所管に関する条例

	することを除く。)。
	二 文化に関すること (文化財の保護に関
	とを除く。)。
	に規定する学校における体育に関するこ
	(昭和二十二年法律第二十六号) 第一条
する。	一 スポーツに関すること (学校教育法
いては、知事が管理し、及び執行することと	及び執行することとする。
(文化財の保護に関する事務を除く。) につ	育に関する事務については、知事が管理し、
条の二の規定に基づき、文化に関する事務	条の二の規定に基づき、次の各号に掲げる教
(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十四	(昭和三十一年法律第百六十二号) 第二十四
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
改正前	改正後

## 第二条(佐賀県本部設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

(くらし環境本部の所掌事務) 改 正 後	(くらし環境本部の所掌事務) 正	事 務 <b>前</b>
第三条 くらし環境本部は、県民生活及び環(くらし環境本部の戸掌事務)	第三条 くらし環境本部は、	、県民生活及び環事務)
境に関する施策の総合的推進及び総合調整	境に関する施策の総合的推進及び総合調整	推進及び総合
を行い、次の事務を所掌する。	を行い、次の事務を所掌する。	する。
一~四略	一	
五 文化及びスポーツに関すること。		

## 第三条(佐賀県スポーツ振興審議会条例の一部改正)に係る新旧対照表

	一	る。 	事項に関して知事又は教育委員会に建議す	る事項について調査審議し、及びこれらの	応じて、スポーツの振興に関する次に掲げ	もののほか、知事又は教育委員会の諮問に	第二条 審議会は、法第三十五条に規定する	(所掌事務)	改正後
l							<u>~~</u>		
	一~五略	る。	事項に関して教育委員会又は知事に建議す	る事項について調査審議し、	応じて、スポーツの振興に関する次に掲げ	もののほか、教育委員会又は知事の諮問に	第二条 審議会は、法第三十五条に規定する	(所掌事務)	改正

改正後	改正前
(組織)	(組織)
第三条 略	第三条 略
2 審議会の委員は、スポーツに関する学識	2 審議会の委員はスポーツに関する学識経
経験のある者及び関係行政機関の職員の中	験のある者及び関係行政機関の職員の中か
から知事が教育委員会の意見を聴いて任命	ら教育委員会が知事の意見を聞いて任命す
する。	る。
(庶務)	(庶務)
第七条 審議会の庶務は、くらし環境本部に	第七条 審議会の庶務は、教育委員会事務局
おいて処理する。	において処理する。
(補則)	(補則)
第八条 この条例に定めるもののほか、審議	第八条 この条例に定めるもののほか、審議
会に関し必要な事項は、知事の承認を得て	会に関し必要な事項は、教育委員会の承認
審議会が定める。	を得て審議会が定める。

(利用料金) 第四条 略 第四条 略 2 略 2 略 2 略 2 2 略 2 2 略 2 2 8 第四条 8 2 2 2 8 2 2 2 8 2 2 2 8 2 2 2 8 2 2 2 8 2 2 2 8 2 2 2 8 2	第三条       知事は、体育館の管理を法人その他       第二条         の団体に行わせることができる。       2         の団体に行わせることができる。       2         (以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、規則で定める。       2         手続は、規則で定める。       4         に基づき、その管理の業務を行わなければならない。       4	の 正 後   一   第四条(市村記念体育館設置条例の一部改正)	を議会の庶務は、くらし環境本部に 第 の条例に定めるもののほか、審議 第 に必要な事項は、知事の承認を得て 第	(庶務) (庶務) (庶務) (庶務)
3 指定管理者は、佐賀県教育委員会の承 2 略 (利用料金)	(指定管理者) 第三条 佐賀県教育委員会は、体育館の管理を法人その他の団体に行わせることができる。 2 略 2 略 (以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、教育委員会規則で定める。 手続は、教育委員会規則で定める。 「対下「指定管理者」という。)の指定のかおは、教育委員会規則で定める。	に係る新旧対照表 前	第七条 審議会の庶務は、教育委員会事務局 において処理する。 (補則) を得て審議会の庶務は、教育委員会事務局	(庶務) 審議会の委員はスポーツに関する学嗣経 審議会の委員会が知事の意見を聞いて任命する。

3, 1	条例の施行に関し必要な事項は、規則で定	第五条 この条例に定めるもののほか、この	(補則)	ばならない。	改正後
	条例の施行に関し必要な事項は、教育委員	第五条 この条例に定めるもののほか、この	(補則)	認を得なければならない。	改正前

はならない。	認を得なければならない。
(補則)	(補則)
第五条 この条例に定めるもののほか、この	第五条 この条例に定めるもののほか、この
条例の施行に関し必要な事項は、規則で定	条例の施行に関し必要な事項は、教育委員
める。	会規則で定める。
第五条(佐賀県総合運動場条例の一部改正)	)に係る新旧対照表
改正後	改正前
(指定管理者)	(指定管理者)
第四条 知事は、運動場の管理を法人その他	第四条 佐賀県教育委員会は、運動場の管理
の団体に行わせることができる。	る。を法人その他の団体に行わせることができ
2 略	2 略
3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者	3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者
(以下「指定管理者」という。) の指定の	(以下「指定管理者」という。) の指定の
手続は、規則で定める。	手続は、教育委員会規則で定める。
4 指定管理者は、規則で定める管理の基準	4 指定管理者は、教育委員会規則で定める
に基づき、その管理の業務を行わなければ	管理の基準に基づき、その管理の業務を行
ならない。	わなければならない。
(利用料金)	(利用料金)
第五条 略	第五条 略
2 略	2 略
3 指定管理者は、前項の規定により利用料	3 指定管理者は、前項の規定により利用料
金を定めるときは、知事の承認を得なけれ	金を定めるときは、佐賀県教育委員会の承
ばならない。	認を得なければならない。
(補則)	(補則)
第六条 この条例に定めるもののほか、この	第六条 この条例に定めるもののほか、この
条例の施行に関し必要な事項は、規則で定	条例の施行に関し必要な事項は、教育委員
める。	会規則で定める。

第六条(佐賀県総合体育館条例の一部改正)に係る新旧対照表

会規則で定める。	める。
条例の施行に関し必要な事項は、教育委員	条例の施行に関し必要な事項は、規則で定
第六条 この条例に定めるもののほか、この	第六条 この条例に定めるもののほか、この
(補則)	(補則)
認を得なければならない。	ばならない。
金を定めるときは、佐賀県教育委員会の承	金を定めるときは、知事の承認を得なけれ
3 指定管理者は、前項の規定により利用料	3 指定管理者は、前項の規定により利用料
2 略	2 略
第五条 略	第五条 略
(利用料金)	(利用料金)
わなければならない。	ならない。
管理の基準に基づき、その管理の業務を行	に基づき、その管理の業務を行わなければ
4 指定管理者は、教育委員会規則で定める	4 指定管理者は、規則で定める管理の基準
手続は、教育委員会規則で定める。	手続は、規則で定める。
(以下「指定管理者」という。) の指定の	(以下「指定管理者」という。) の指定の
3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者	3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者
2 略	2 略
<b>්</b>	
を法人その他の団体に行わせることができ	の団体に行わせることができる。
第四条 佐賀県教育委員会は、体育館の管理	第四条 知事は、体育館の管理を法人その他
(指定管理者)	(指定管理者)
改正前	改正後

第七条(佐賀県ヨットハーバー条例の一部改正)に係る新旧対照表

手続は、規則で定める。	(以下「指定管理者」という。) の指定の	第一項の規定に基づき管理を行わせる者	略		人その他の団体に行わせることができる。	第六条 知事は、ヨットハーバーの管理を法 2	(指定管理者)	改正後	
手続は、教育委員会規則で定める。	(以下「指定管理者」という。) の指定の	3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者	2 略	ができる。	の管理を法人その他の団体に行わせること	第六条 佐賀県教育委員会は、ヨットハーバー	(指定管理者)	改正前	

改 正 後	改正前
4 指定管理者は、規則で定める管理の基準	4 指定管理者は、教育委員会規則で定める
に基づき、その管理の業務を行わなければ	管理の基準に基づき、その管理の業務を行
ならない。	わなければならない。
(補則)	(補則)
第七条 この条例に定めるもののほか、この	第七条 この条例に定めるもののほか、この
条例の施行に関し必要な事項は、規則で定	条例の施行に関し必要な事項のうち、使用
める。	料に関する事項については規則で、その他
	の事項については教育委員会規則で定める。

改 正 後	改正前
4 指定管理者は、規則で定める管理の基準	4 指定管理者は、教育委員会規則で定める
に基づき、その管理の業務を行わなければ	管理の基準に基づき、その管理の業務を行
ならない。	わなければならない。
(補則)	(補則)
第七条 この条例に定めるもののほか、この	第七条 この条例に定めるもののほか、この
条例の施行に関し必要な事項は、規則で定	な事項のうち
める。	に関する事
	の事項については教育委員会規則で定める。
第八条(佐賀県少年自然の家設置条例の一	部改正)に係る新旧対照表
改正後	改正前
(設置)	(設置)
第一条 少年の健全な育成を図るため、自然	第一条 少年の健全な育成を図るため、自然
の中で団体生活を通じ野外活動、自然観察、	の中で団体生活を通じ野外活動、自然観察、
研修等を行う施設として、少年自然の家を	研修等を行う社会教育施設として、少年自
設置する。	然の家を設置する。
(指定管理者)	(指定管理者)
第三条 知事は、少年自然の家の管理を法人	第三条 佐賀県教育委員会は、少年自然の家
その他の団体に行わせることができる。	の管理を法人その他の団体に行わせること
	ができる。
2 略	2 略
3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者	3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者
(以下「指定管理者」という。) の指定の	(以下「指定管理者」という。) の指定の
手続は、規則で定める。	手続は、教育委員会規則で定める。
4 指定管理者は、規則で定める管理の基準	4 指定管理者は、教育委員会規則で定める
に基づき、その管理の業務を行わなければ	管理の基準に基づき、その管理の業務を行
ならない。	わなければならない。
(利用料金)	(利用料金)
第四条 略	第四条 略
2 略	2 略
3 指定管理者は、前項の規定により利用料	3 指定管理者は、前項の規定により利用料
金を定めるときは、知事の承認を得なけれ	金を定めるときは、佐賀県教育委員会の承

ı	条例の施行に関し必要な事項は、規則で定	第五条 この条例に定めるもののほか、この	(補則)	ばならない。	改正後
会規則で定める。	条例の施行に関し必要な事項は、教育委員	第五条 この条例に定めるもののほか、この	(補則)	認を得なければならない。	改正前

条例の施行に関し必要な事項は、規則で定   を第五条 この条例に定めるもののほか、この   第1 (補則)	第四条 略       第四条 配       <	3 第一項の規定に基づき管理を行わせる者       3         4 指定管理者は、規則で定める。       4         に基づき、その管理の業務を行わなければ       4         ならない。       2	第三条 知事は、科学館の管理を法人その他 第1の団体に行わせることができる。 第1	第五条 (佐賀県立宇宙科学館条例の一部改正) 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 第1
条例の施行に関し必要な事項は、教育委員第五条 この条例に定めるもののほか、この(補則)	第四条 略 第四条 略 2 略 2 略 金を定めるときは、佐賀県教育委員会の承 金を行めるときは、佐賀県教育委員会の承	略 (以下「指定管理者」という。)の指定の手続は、教育委員会規則で定める。 指定管理者は、教育委員会規則で定める。 指定管理者は、教育委員会規則で定める。 かなければならない。	(指定管理者) (指定管理者) を法人その他の団体に行わせることができる。	(補則) 第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。